

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

内部情報系システム等（財務会計システム，行政評価システム，人事・給与システム等）の見直しや文書管理システム等の整備のための計画策定や調達仕様書作成支援等の業務委託を目的として，下記のとおり公募型プロポーザルを執行するので公告する。

平成30年9月28日

笠間市長 山口 伸 樹

1. 業務の概要

- (1) 業務名 30笠総情（委）第6号 笠間市内部情報系システム等再構築支援業務
- (2) 業務内容 笠間市内部情報系システム等再構築支援業務委託仕様書による。
- (3) 契約期間 契約日から平成31年3月22日まで
- (4) 業務の場所 笠間市役所（笠間市中央三丁目2番1号）
- (5) プロポーザル実施方法 笠間市内部情報系システム等再構築支援業務の公募型プロポーザル実施要領による。
- (6) 選考方法
提案者から提出された企画提案書の内容等を審査した上で，予め定められた審査基準に基づき公正な審査を行い，随意契約の相手方となる候補者を選定する。

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は，次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく笠間市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 参加表明書の提出日に官公庁から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 笠間市暴力団排除条例（平成23年笠間市条例第26号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が，事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが，実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら，その者を雇用し，又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら，その者と下請契約，資材，原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 平成29・30年度笠間市物品販売・役務等の入札参加資格に登録している者

3. 手続等

- (1) 問い合わせ先

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

笠間市 総務課 情報政策担当 長谷川，小谷，中村

電話 0296-77-1101 (内線217, 218)

E-mail johog@city.kasama.lg.jp

(2) 関係書類の交付場所及び方法

笠間市ホームページ (<http://www.city.kasama.lg.jp/>) からのダウンロード

(3) 参加表明の方法

本業務に係るプロポーザルの提出を希望する者は、説明書で定める「参加表明書」及び添付書類を(1)問い合わせ先まで平成30年10月5日(金)の午後5時までに提出すること。

(4) 質問受付・回答

プロポーザルにかかる質問書は、平成30年10月5日(金)の午後5時までに(1)問い合わせ先まで電子メールにより送付するものとする。

(5) プロポーザルの提出方法、提出先及び提出期限

本業務に係るプロポーザルの提出しようとする者は、説明書に基づき「プロポーザル提出書」、「プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書」及び「プロポーザル(技術提案書)」及び添付書類一式を(1)問い合わせ先まで平成30年10月12日(金)までに提出すること。

4. その他

(1) プロポーザルは、本公告、説明書及び仕様書の内容を了解のうえ、作成・提出すること。

(2) 書類等の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(3) 仕様書ほかの資料についての問い合わせは、3(1)問い合わせ先までに行うこと。

(4) プレゼンテーションの実施については、別途、通知する。

(5) この公募に係る業務を受託した者は、この公募に関連する内部情報系システム等の調達手続きに参加することはできない。